

4. 協議項目に係る承認議案

(1) 第1小委員会の協議事項に係る承認議案

会議名 第2回静岡・清水商工会議所合併協議特別委員会
 開催日 平成21年3月5日
 議案 第2号議案

協議項目（ア）合併の方式について

内容：新設合併とする。

静岡は117年、清水も80年という歴史をもつ商工会議所であり、それぞれ歴史があるだけに今となっては不合理、非効率な部分もある。この合併を機にすべての制度、組織等を見直し、将来を見据えた新しい商工会議所を創ろうという思いから、編入合併ではなく新設合併を選択した。

協議項目（イ）新商工会議所の名称について

内容：「静岡商工会議所」とする。

日本商工会議所のガイドラインでも原則は都市名と同一ということになっており、行政合併で静岡市という名称になった以上、静岡商工会議所という名称にしたいということになった。

協議項目（ウ）役員・議員の定数配分および任期並びに選任方法について

内容：議員定数150人の静岡側と清水側との配分については、諸々の協議の結果、静岡側が90人に対し清水側が60人（3：2の比率）とした。この方針に準拠して副会頭、常議員等も別表の通りに決定した。任期及び選任方法は、新設合併の方式として合併時から最初の議員総会までが任期となり、合併当初の役員・議員は設立委員が選任することになる。

(別表)

| | | 定数 | 配分 | | 選任方法 | 任期 |
|----|------|------|--------|------|----------------|------------------|
| | | | うち静岡 | うち清水 | | |
| 役員 | 会頭 | 1人 | 1人 | | 設立委員が会員のうちから選任 | 最初の通常議員総会の日まで |
| | 副会頭 | 4人 | 3人(※1) | 2人 | | |
| | 常議員 | 50人 | 30人 | 20人 | 設立委員が議員のうちから選任 | 最初の通常議員総会の日の前日まで |
| | 監事 | 3人 | 2人 | 1人 | 設立委員が会員のうちから選任 | 最初の通常議員総会の日まで |
| | 専務理事 | 1人 | 1人 | | 設立委員が選任 | |
| | 理事 | 4人以内 | 4人以内 | | | |
| 議員 | | 150人 | 90人 | 60人 | 設立委員が会員のうちから選任 | 最初の通常議員総会の日の前日まで |

(補足事項) ※1 = 3人のうち1人は準ずる者とする。

協議項目（エ）主たる事務所の位置について

内 容：主たる事務所を静岡市葵区黒金町 20 番地の 8（現 静岡商工会議所）とし、従たる事務所を静岡市清水区相生町 6 番 17 号（現 清水商工会議所）に置く。

既存の建物を有効活用すること、また会員サービスをこれまで以上に心がけたいということもあり、現在の静岡商工会議所の位置を主たる事務所とし、清水商工会議所の位置を従たる事務所とした。

協議項目（オ）合併の期日について

内 容：平成 22 年 4 月 1 日とする。

日本商工会議所、経済産業省等への許可をとるための事務手続き等で半年近くかかる見込みであり、年度途中の合併は決算、受託事業、補助金等の関係から難しいため、平成 22 年 4 月 1 日合併が最速最適と判断した。